

役員等報酬規程

学校法人鎮西学院

鎮西学院役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人鎮西学院(以下「学院」という)寄附行為第5条の役員(理事・監事)・評議員の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 役員・評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 役員(理事長を除く)・評議員

役職分(職名)	寄附行為	報 酬	支給時期	退任感謝金
理 事	第8条第1項第1号～5号	0 円	—	在任 10 年以内 10 万円
	第8条第1項第6号	100,000 円	3月末日	在任 10 年超 20 万円
監 事	—	300,000 円	3月末日	退任後1月以内に支給
評議員	第 32 条第1項第1号～4 号	0 円	—	—
	第 32 条第1項第 5 号～8 号	30,000円	3月末日	—

(2) 理事長、代表業務執行理事、業務執行理事の報酬等は別表に定めるとおり支給する

- 1) 理事長の俸給月額、別表 1 に基づき理事会で審議し決定する。
- 2) 理事長の退任感謝金は、別表2に基づき退任時の俸給月額に歴年別支給率を乗じて得た額とする。
- 3) 代表業務執行理事及び業務執行理事には、別表3の手当月額を支給する。支給時期は、給与とともに支給する。

(3) 評議員が、評議員会で互選により議長を務めた場合、1回につき 10,000 円支給する。

(報酬等の日割り計算)

第3条 報酬は就任の日から支給し、辞任等の日まで支給する。ただし、報酬の支給の始期、終期が月の中途の場合は日割り計算とする。

(役員・評議員の出張旅費等)

第4条 役員・評議員が、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に当たる際の旅費・交通費については、「職員の旅費に関する規程」に則り支給する。

日当 役員 10,000 円 評議員 5,000 円 宿泊費 実費(15,000円を目途)

- 2 理事会・評議員会の航空機以外の交通機関は、居住地内及び諫早市内に限りタクシー利用とする。
ただし、利便性等を考慮して全区間タクシー利用とすることもできる。
- 3 役員・評議員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の議決により行う。

附則 この規程は2025(令和 7)年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、従来の役員報酬規程及び役員・評議員の旅費・交通費規程は 2025(令和 7)年3月31日に廃止する。

(別表 1)

理事長俸給表

号俸	俸給月額
1	250,000
2	270,000
3	290,000
4	310,000
5	330,000
6	350,000
7	370,000
8	390,000
9	410,000
10	430,000
11	450,000
12	470,000
13	490,000
14	510,000
15	530,000
16	550,000
17	570,000

(別表 2)

理事長退任感謝金支給率表

就任年数	支給率(月)
1 年	0.6
2 年	1.2
3 年	1.8
4 年	2.4
5 年	3
6 年	4.5
7 年	5.25
8 年	6
9 年	6.75
10 年	7.5
11 年	11
12 年	12
13 年	13
14 年	14
15 年	15

(別表3)

職務手当

役職区分(職 名)	手当月額
理 事 長	120,000
代表業務執行理事・業務執行理事	100,000

職務手当は、別表3の役職区分により支給する。

寄附行為第八条第一項の第一号から第五号の理事にも支給する。